

## 2018 年度 第 2 回 第三者定期監査の結果の報告について

### I. はじめに

当社は、2004 年度より、「品質保証体制の改善策」および 2009 年に策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の実行状況と PDCA 展開状況について、第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン(2016 年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド。以下、「LR」と記す)による継続的な確認を受け、改善を図ってきた。

2018 年度の第三者監査では、上記を踏まえた当社の品質マネジメントシステムに係る活動状況のうち、日常業務が効率的・効果的に実行されている状況および保安活動が継続的に改善されている状況を視点としたプロセス監査に 2017 年 10 月 11 日の原子力規制委員会で保安規定違反等の指摘を踏まえた「事業者対応方針」に基づく活動状況も含めて監査を受けることとした。

### II. 監査結果の概要

LR 監査報告書の中で示された所見の抜粋は、以下のとおり。

#### 1. 監査の実施日程

定期監査の実施日程については以下のとおり。

- ・ 2018 年 12 月 10 日、11 日 : 安全・品質本部
- ・ 2018 年 12 月 11 日～13 日 : 埋設事業部
- ・ 2018 年 12 月 13 日～14 日 : 濃縮事業部
- ・ 2018 年 12 月 17 日～19 日 : 再処理事業部

#### 2. 監査の結果

「指摘事項」<sup>※1</sup> : いずれの被監査部門にも提起されなかった。

「観察事項」<sup>※2</sup> : いずれの被監査部門にも提起されなかった。

「提言事項」<sup>※3</sup> : 安全・品質本部および再処理事業部に各 1 件、埋設事業部に 2 件が提起された。(添付-1 参照)

「良好事例」<sup>※4</sup> : 再処理事業部から 2 件、埋設事業部および濃縮事業部から各 1 件を抽出された。

※1 指摘事項の定義 : 定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。

※2 観察事項の定義 : 定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。

※3 提言事項の定義 : 定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

※4 良好事例の定義 : さらなる自立的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

#### 3. 各監査実施項目に対する個別所見

##### (1) 日常業務が効率的・効果的に実行されている状況

##### ① 調達管理 (安全・品質本部、3 事業部)

『調達管理要領』に基づき、要求事項を明確化した仕様書などの調達文書の取り纏めから、検収までの手続きが適切に行われていた。業務日報の取り交わし、工程会議などを通じ、契約履行中の協力会社とのコミュニケーションが適切に図られていた。

#### ②設計管理（3事業部）

仕様書の取りまとめ過程で設計プロセスの考え方に沿った審査手続き（レビュー、検証及び妥当性確認）が『設計管理要領』に基づき実施され、段階ごとの審査プロセスが適切に機能していた。

#### ③保守管理（3事業部）

対象施設・設備の点検内容や点検周期を定めた計画に基づいて点検・校正が行われていた。保守管理の殆どが協力会社への業務委託に依存されているが、協力会社との連携が保たれ、全体として保守管理が適切に機能している。

### (2) 保安活動が継続的に改善されている状況

#### ①安全文化醸成活動（安全・品質本部）

10Traits への取組みについて、電力会社のベンチマークを行うなど、具体的な活動が行われていた。一方、アンケート結果からは10Traits への関心は満足ではないことから、引き続き、浸透する工夫が必要ではないか。

### (3) その他

#### ①重大事故等の対策に係る防災活動（安全・品質本部）

個別訓練の反省事項が次期訓練計画に反映され、適切に防災活動が行われていた。

#### ②力量管理（埋設事業部）

管理職への力量付与の状況を確認し、課長他、全員が日常業務を遂行する能力が備わっていることを確認した。

## 4. その他の所見

- ・調達先評価の手続きについて、それぞれの部門が独自の『調達管理要領』の下で実施しているが、部門間で手続きに違いがないこと、それぞれの部署が同一の協力会社に対する評価を繰り返し行うやり方は改善の余地がある。『設計管理要領』にも同様のことがあるのではないか。

また、事業部間で『調達管理要領』、『設計管理要領』などの管理要領、使用帳票の共有化を検討してはどうか。

- ・現場で作業を行う人が管理要領、手順書で定められたことを真に正しく理解し、認識していることを組織として把握し、その上で経験の浅い、ミスを犯しやすい人について、個別に指導するなど、きめ細かく対応することが再発防止のみならず未然防止を確実にすると思われる。

## III. 監査結果に対する日本原燃の取り組み

今年度第2回の定期監査で示された提言事項4件（添付-1参照）については、すみやかに処置を行うとともに、「その他の所見」で示された事項については、当社の内部監査での確認の観点に含めて、フォローすることを検討する。

以上

## 2018年度第2回定期監査における提言事項と日本原燃の処置方針

監査項目	LRの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
保安活動が継続的に改善されている状況	<p><u>10 traits 活動での工夫について</u></p> <p>10 traitsに係る啓蒙活動の内容は特別なものではないものの、名称（10 traits）が特別なものとの印象を与え易い用語なので、できるだけ日常的な言葉に置き換えた表し方にするなど、すべての従業員が受け止め易くする配慮についてご検討すること。そうすることによって、今以上に10traitsに対する共感が得られて理解が深まると共に、アンケート回収率の向上にも寄与すると思う。</p>	<p>今後の新検査制度では、安全文化活動の醸成活動において10Traitsを活用することは必要不可欠であり、10Traitsの浸透が必要となる。このため、社内展開を図っていく際、提言いただいた趣旨を考慮し、10Traitsを文書などで表現する際は、WANOの背景を含めて共有するようにし、10Tratisに対する理解が深まるよう努める。</p>	<p>安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループ</p>
その他(力量管理)	<p><u>時間軸を意識した教育計画</u></p> <p>課長及び担当者が業務を遂行する前に力量付与が計画されたものの、実施時期が明確に示されていない。個人の力量を付与することに対して時間軸を意識して、教育・訓練を計画すること。これにより課全体として力量をあげるための教育・訓練計画がたてやすくなると考えられる。</p>	<p>2019年1月21日付けで力量管理方法を見直した『保安教育実施要領』を改正・施行した。本要領に基づき、管理職および課員に必要な力量を明確にしたうえで、個別単位の力量評価表を作成した。 (2019年1月21日対応済)</p> <p>今後は本要領に基づき、年度末に当初設定した目標レベルに達しているか力量評価を実施するとともに、次年度の目標レベルを設定し、課員の力量レベルアップを継続的に図っていく。</p>	<p>埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 運営課</p>

監査項目	LR の提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
<p>日常業務が効率的・効果的に実行されている状況(保守管理)</p>	<p><u>管理対象施設に対する予防保全について</u></p> <p>土木課の管理対象施設に関し、経時的な劣化によるリスクが伴う重要度の高い施設に対しては、例えば巡視・点検周期を現状よりも短くすることや、劣化の程度に応じた設備の交換・修理基準の立案など、予防保全の考え方を取り入れることについて検討すること。</p>	<p>埋設事業部における「設備の適切かつ継続的な維持・管理」に関する基本方針に基づき、段階2の検討の中で、保全重要度が高い設備(埋設ピットなど)については、以下の通り見直すことを考えている。</p> <p>現状の巡視・点検は、鉄筋が露出するような損傷の有無を確認しているだけであり、埋設ピットの安全機能に影響を与える水の浸入原因となるような劣化の程度は定量的に把握できていない。そこで、設備の状態(ひび割れの進行状況など)をコンクリート構造物の特徴(劣化がゆっくり進行する)を考慮して、定期的(1回程度/年)に把握し、劣化の進行状況に応じて補修計画の立案が可能な保全方式に移行する。</p>	<p>埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 土木課</p>

監査項目	LR の提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
<p>日常業務が効率的・効果的に実行されている状況(設計管理)</p>	<p><u>審査委員会コメント対応状況の整理について</u></p> <p>設計レビューなどの審査プロセスで提起されたコメントは設計審査委員会議事録に残されていますが、コメントに対して何らかのアクションが必要な事項については、それが確実に実行される仕組みになっていること、あるいは実施されたことが容易に分かるようにすること。</p>	<p>設計審査委員会におけるレビューコメントのフォローの仕組みに関しては、「再処理事業部 設計管理細則」の4.(2)j.「懸案事項の管理」において、設計主管課長が懸案事項（レビューコメント含む）を確実に処理していることを各設計プロセスにおいて確認することを定めている。</p> <p>今回の監査で確認された、設計審査委員会コメント(安全系と生産系ケーブルの適切な分離施工に関する注意喚起)への具体的な対応については、施工図書(ケーブル敷設図等)に反映して施工している。</p>	<p>再処理事業部 放射線管理部 放射線施設課</p>